

8 酒 税

8 酒 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成13年4月30日までの申告又は処理による課税実績を示したものである。

2 酒税の概要

酒類とは、アルコール分1度以上を含んでいる飲料（アルコール専売法の適用を受けるアルコールを除く。）で、原料と製造方法の差異により10種類、11品目に分類している。

種類は、①清酒、②合成清酒、③しょうちゅう、④みりん、⑤ビール、⑥果実酒類、⑦ウイスキー類、⑧スピリッツ類、⑨リキュール類、⑩雑酒である。

3 酒税の税率

各酒類の基準アルコール分及び基準税率（1kl当たり従量税率）は次のとおりである。

清 酒	アルコール分15度	140,500円
合成清酒	アルコール分15度	79,300円
しょうちゅう		
甲類	アルコール分25度	248,100円
乙類	アルコール分25度	199,400円
	ただし平成12年10月1日以降は、	248,100円
みりん	アルコール分13.5度	21,600円
ビール		222,000円
果実酒類		
果実酒		56,500円
甘味果実酒	アルコール分12度	98,600円
ウイスキー類	アルコール分40度	409,000円
スピリッツ類	アルコール分37度	367,188円
リキュール類	アルコール分12度	119,088円
雑 酒		
発泡酒	麦芽50%以上のもの	222,000円
"	麦芽25～50%未満のもの	152,700円
"	その他のもの	105,000円
その他の雑酒(その他)	アルコール分12度	98,600円

(注) 従量税とは、酒類の製造場から移出又は保税地域から引き取る酒類の数量に応じ、一定の金額税率を適用して税を課するものをいう。

8 - 1 酒税関係総括表

酒税関係総括表

区 分	課税数量	税 額	製成数量等	販売(消費)数量	製造場数	販売場数
	kl	千円	kl	kl	場	場
平成8年度	41,388	5,219,230	36,153	314,164	164	7,648
9	39,061	5,028,248	33,434	309,007	170	7,884
10	138,727	27,405,352	103,562	310,314	167	7,029
11	148,484	29,499,670	126,967	307,287	165	7,070
12	141,396	28,239,358	121,877	309,009	160	7,004
清 酒	25,766	3,256,358	20,443	36,189	132	-
合 成 清 酒	X	X	X	1,589	-	-
し ょ う ち ゅ う	甲 類	X	X	3,918	-	-
	乙 類	X	X	12,904	6	-
	計	3,130	676,327	2,148	6	-
み り ん	706	15,627	382	5,322	3	-
ビ ー ル	105,753	23,477,065	95,697	180,092	10	-
果実酒類	果 実 酒	X	X	4,276	3	-
	甘味果実酒	X	X	530	-	-
	計	85	2,663	78	4,805	3
ウ イ ス キ ー 類	ウ イ ス キ ー	X	X	2,684	-	-
	ブ ラ ン デ ー	X	X	965	-	-
	計	X	X	-	3,646	-
ス ピ リ ッ ツ 類	X	X	-	485	3	-
リ キ ュ ー ル 類	2,730	491,624	2,722	11,167	1	-
雑 酒	発 泡 酒	X	X	48,620	1	-
	粉 末 酒	-	-	6	-	-
	その他の雑酒	X	X	268	1	-
	計	X	X	X	48,890	2
合 計	141,396	28,239,358	121,877	309,009	160	7,004

調査期間：課税数量、税額、製成数量等及び販売（消費）数量は、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間である。

調査時点：製造場数及び販売場数は平成13年3月31日現在である。

用語の説明：1 課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。

2 製成数量とは、酒類の生産数量をいう。

3 販売（消費）数量とは、酒類小売業者の販売数量のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。

4 「製造場数」欄は、複数の種類を製造している場合には、製造数量が最も多い酒類の種類に掲げている。

8 - 2 課 税 状 況

(1) 課 税 状 況

区 分	課				税		
	一 般 税 率 適 用		特 定 税 率 適 用		計		
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	
	kl	千円	kl	千円	kl	千円	
清 酒	26,683	3,379,111	-	-	26,683	3,379,111	
合 成 清 酒	X	X	-	-	X	X	
し ょ う ち ゅ う	甲 類	X	X	-	-	X	X
	乙 類	X	X	-	-	X	X
	計	3,164	683,372	-	-	3,164	683,372
み り ん	706	15,644	-	-	706	15,644	
ビ ー ル	114,435	25,404,614	-	-	114,435	25,404,614	
果 実 酒 類	果 実 酒	X	X	-	-	X	X
	甘 味 果 実 酒	X	X	-	-	X	X
	計	90	2,845	-	-	90	2,845
ウ イ ス キ ー 類	ウ イ ス キ ー	X	X	-	-	X	X
	ブ ラ ン デ ー	X	X	-	-	X	X
	計	X	X	-	-	X	X
ス ピ リ ッ ツ 類	ス ピ リ ッ ツ	X	X	-	-	X	X
	原 料 用 ア ル コ ー ル	-	-	-	-	-	-
	計	X	X	-	-	X	X
リ キ ュ ー ル 類	2,779	500,551	-	-	2,779	500,551	
雑 酒	発 泡 酒	X	X	-	-	X	X
	粉 末 酒	-	-	-	-	-	-
	そ の 他 の 雑 酒	X	X	-	-	X	X
	計	X	X	-	-	X	X
合 計	151,084	30,306,089	-	-	151,084	30,306,089	

調査期間等：平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成13年4月30日までの申告又は処理による課税実績である。

用語の説明：未納税移出とは、製造場から移出するとき酒税の免除を受けて移出するものをいう。

(注) 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄は、酒類製造者とその製造場から移出した酒類を当該製造場に戻し入れた場合の酒税額の控除等を示す。

控		除		課 税 実 数		免 除		区 分
酒 税 法 (第30条 第1項、 第2項及び第3項)		災害減免法 (第7条第1項)				未納税 移 出	輸 出 免 税	
数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	数 量	
kl	千円	kl	千円	kl	千円	kl	kl	
916	122,751	-	-	25,766	3,256,358	15,646	35	清 酒
X	X	-	-	X	X	X	-	合 成 清 酒
X	X	-	-	X	X	-	-	甲 類
X	X	-	-	X	X	X	-	乙 類
34	7,044	-	-	3,130	676,327	X	-	計
1	16	-	-	706	15,627	92	-	み り ん
8,681	1,927,276	1	272	105,753	23,477,065	3,923	1	ピ ー ル
X	X	-	-	X	X	-	-	果 実 酒
X	X	-	-	X	X	-	-	甘 味 果 実 酒
5	182	-	-	85	2,663	-	-	計
X	X	-	-	X	X	-	-	ウ イ ス キ ー
X	X	-	-	X	X	-	-	ブ ラ ン デ ー
X	X	-	-	X	X	-	-	計
-	-	-	-	X	X	-	-	ス ピ リ ッ ツ
-	-	-	-	-	-	X	-	原 料 用 ア ル コ ー ル
-	-	-	-	X	X	X	-	計
48	8,925	-	-	2,730	491,624	1	-	リ キ ュ ー ル 類
X	X	-	-	X	X	-	-	発 泡 酒
-	-	-	-	-	-	-	-	粉 末 酒
-	-	-	-	X	X	-	-	そ の 他 の 雑 酒
X	X	-	-	X	X	-	-	計
9,691	2,066,456	1	272	141,396	28,239,358	20,202	39	合 計

8 酒 税

(2) 県別課税状況（その1）

県名	清 酒		合 成 清 酒		し ょ う ち			
					甲 類		乙 類	
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額
	kl	千円	kl	千円	kl	千円	kl	千円
徳島県計	2,826	297,614	X	X	X	X	X	X
香川県計	4,098	534,446	-	-	-	-	47	8,134
愛媛県計	6,794	816,638	-	-	3	716	362	60,978
高知県計	12,048	1,607,660	-	-	29	5,078	380	60,150
全管計	25,766	3,256,358	X	X	X	X	X	X

(注) この表は、「(1)課税状況」の「課税実数」欄を県別に示したものである。

(2) 県別課税状況（その2）

県名	果 実 酒 類						ウ イ ス キ ー			
	果 実 酒		甘味果実酒		計		ウイスキー		ブランデー	
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額
	kl	千円	kl	千円	kl	千円	kl	千円	kl	千円
徳島県計	-	-	X	X	X	X	X	X	-	-
香川県計	X	X	-	-	X	X	-	-	-	-
愛媛県計	X	X	-	-	X	X	-	-	X	X
高知県計	X	X	-	-	X	X	-	-	-	-
全管計	X	X	X	X	85	2,663	X	X	X	X

ゆ う		み り ん		ビ ー ル		県 名
計		数 量	税 額	数 量	税 額	
数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	
<i>kl</i>	千円	<i>kl</i>	千円	<i>kl</i>	千円	
2,309	541,273	696	15,383	X	X	徳島県計
47	8,134	X	X	X	X	香川県計
365	61,693	X	X	105,503	23,421,663	愛媛県計
409	65,227	X	X	X	X	高知県計
3,130	676,327	706	15,627	105,753	23,477,065	全管計

類		スピリッツ類		リキュール類		雑 酒		合 計		県 名
計		数量	税 額	数量	税 額	数量	税 額	数量	税 額	
数量	税 額	数量	税 額	数量	税 額	数量	税 額	数量	税 額	
<i>kl</i>	千円	<i>kl</i>	千円	<i>kl</i>	千円	<i>kl</i>	千円	<i>kl</i>	千円	
X	X	X	X	2,649	478,404	X	X	9,135	1,390,815	徳島県計
-	-	-	-	5	616	X	X	4,303	566,069	香川県計
X	X	-	-	38	6,025	2,639	277,809	115,347	24,584,307	愛媛県計
-	-	-	-	38	6,579	-	-	12,611	1,698,167	高知県計
X	X	X	X	2,730	491,624	X	X	141,396	28,239,358	全管計

(3) 酒税額の累年比較

年 度	清 酒		しょうちゅう		ビ ー ル		そ の 他		合 計	
	税 額	前年比	税 額	前年比	税 額	前年比	税 額	前年比	税 額	前年比
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
平成 8 年度	4,480,553	96.3	363,610	85.7	55,962	551.7	319,105	91.8	5,219,230	96.1
9	4,079,258	91.0	462,516	127.2	69,397	124.0	417,077	130.7	5,028,248	96.3
10	3,809,713	93.4	473,633	102.4	22,585,027	32,544.7	536,979	128.7	27,405,352	545.0
11	3,646,013	95.7	537,888	113.6	24,693,260	109.3	622,509	115.9	29,499,670	107.6
12	3,256,358	89.3	676,327	125.7	23,477,065	95.1	829,608	133.3	28,239,358	95.7

(注) 1 この表は、「(1)課税状況」について、累年比較を示したものである。

2 控除後の税額である。

3 その他は、合成清酒、みりん、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類、リキュール類及び雑酒である。

8 - 3 製 成 数 量

(1) 製成数量等及び手持数量

区 分	製 成 数 量 等					手持数量 (本年度未現在)
	製 成 数 量 ①	アルコール 等 混 和 ②	しょうちゅうの 品目別、アルコ ール分等変更 ③	用途変更等 ④	計 (①+②+③-④)	
	kl	kl	kl	kl	kl	kl
清 酒	20,788 (20,900)	-	-	349	20,443 (20,561)	23,803 (23,128)
合 成 清 酒	X	-	-	X	X	X
し ょ う ち ゅ う	甲 類	X	X	X	X	X
	乙 類	X	X	X	X	X
	計	2,077	4	881	2,148	2,436
み り ん	880	-	-	496	382	201
ビ ー ル	96,535	-	-	839	95,697	1,433
果実酒類	果 実 酒	X	X	-	X	X
	甘 味 果 実 酒	X	X	-	X	X
	計	80	2	3	78	53
ウ イ ス キ ー 類	ウ イ ス キ ー	-	-	-	-	X
	ブ ラ ン デ ー	X	-	-	X	X
	計	X	-	X	-	X
ス ピ リ ッ ツ 類	-	-	-	-	-	3
リ キ ュ ー ル 類	3,529	1	-	809	2,722	557
雑 酒	発 泡 酒	X	-	-	X	X
	粉 末 酒	-	-	-	-	-
	そ の 他 の 雑 酒	X	-	-	X	X
	計	X	-	-	X	X
合 計	124,532	7	881	3,543	121,877	28,656

調査期間等：平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間の製成数量等及び平成13年3月31日現在の手持数量を示したものである。

(注) 1 犯則分を含まない。

2 () 書は、アルコール分20度分に換算したものである。

(2) 製成数量等の累年比較

年 度	清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	そ の 他	合 計	前 年 比
	kl	kl	kl	kl	kl	%
平成8年度	30,428	2,491	285	2,949	36,153	98.9
9	26,854	2,786	325	3,469	33,434	92.5
10	25,112	2,396	71,918	4,136	103,562	309.8
11	21,911	2,279	97,385	5,392	126,967	122.6
12	20,443	2,148	95,697	3,589	121,877	96.0

(注) 1 この表は、製成数量等について、累年比較を示したものである。

2 その他は、合成清酒、みりん、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類、リキュール類及び雑酒である。

8 - 4 販売（消費）数量

(1) 酒類の販売（消費）数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					計
	製 造 場 (課 税)	製 造 場 の 支 店 等	卸 売 業 者	小 売 業 者	消 費 者 ①	
	<i>kl</i>	<i>kl</i>	<i>kl</i>	<i>kl</i>	<i>kl</i>	<i>kl</i>
清 酒	1	3,100	17,273	4,226	1,164	25,766
合 成 清 酒	-	18	561	-	3	581
し ょ う ち ゅ う	甲 類	-	X	X	X	X
	乙 類	-	X	X	X	X
	計	-	1,063	1,832	187	3,130
み り ん	-	68	604	-	32	706
ビ ー ル	78	105,258	63	51	304	105,753
果 実 酒 類	果 実 酒	-	-	X	X	X
	甘 味 果 実 酒	-	-	X	X	X
	計	-	-	18	20	47
ウ イ ス キ ー 類	ウ イ ス キ ー	-	-	X	-	X
	ブ ラ ン デ ー	-	-	-	-	X
	計	-	-	X	-	X
ス ピ リ ッ ツ 類	-	-	-	-	-	-
リ キ ュ ー ル 類	-	121	2,418	131	59	2,730
雑 酒	発 泡 酒	X	X	X	X	X
	粉 末 酒	-	-	-	-	-
	そ の 他 の 雑 酒	-	-	-	-	-
	計	X	X	X	X	X
合 計	81	112,260	22,775	4,617	1,663	141,396

調査期間等：平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間の販売（消費）数量の状況を示したものである。

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	し ょ う ち ゅ う	み り ん	ビ ー ル	果 実 酒 類	ウ イ ス キ ー 類
	<i>kl</i>	<i>kl</i>	<i>kl</i>	<i>kl</i>	<i>kl</i>	<i>kl</i>	<i>kl</i>
平成8年度	46,447	1,447	14,637	3,555	224,606	2,940	4,352
9	43,155	1,440	15,365	3,840	216,548	4,172	4,209
10	40,309	1,405	15,347	3,722	204,111	5,404	4,248
11	38,425	1,509	15,849	4,773	189,845	4,905	3,780
12	36,189	1,589	16,818	5,322	180,092	4,805	3,646

(注) この表は、「(1)酒類の販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄について累年比較を示したものである。

販売業者の販売数量		年度末現在 販売業者の 手持数量	消費者に対する 販売数量計 (①+②)	区 分
販売業者	消費者 ②			
<i>kl</i>	<i>kl</i>	<i>kl</i>	<i>kl</i>	
45,112	35,026	4,911	36,189	清 酒
1,900	1,586	221	1,589	合 成 清 酒
5,718	3,916	988	3,918	甲 類
23,467	12,856	2,152	12,904	乙 類
29,184	16,771	3,139	16,818	計
5,670	5,290	729	5,322	み り ん
399,281	179,787	11,230	180,092	ビ ー ル
6,599	4,229	1,409	4,276	果 実 酒
892	530	164	530	甘味果実酒
7,490	4,758	1,575	4,805	計
7,349	2,684	912	2,684	ウイスキー
2,628	965	255	965	ブランデー
9,974	3,646	1,170	3,646	計
1,374	485	186	485	スピリッツ類
20,095	11,108	1,980	11,167	リキュール類
110,731	48,615	3,696	48,620	発 泡 酒
-	6	-	6	粉 末 酒
231	268	42	268	その他の雑酒
110,963	48,886	3,743	48,890	計
631,049	307,350	28,875	309,009	合 計

そ の 他	計	
	内 発泡酒	
<i>kl</i>	<i>kl</i>	<i>kl</i>
16,180	8,985	314,164
20,278	12,267	309,007
35,768	27,137	310,314
48,199	38,176	307,287
60,542	48,620	309,009

(3) 税務署別販売（消費）数量

署 名	清 酒	合成 清酒	しょうちゅう			みりん	ビ ー ル	果 実 酒 類			ウ イスキー	
			甲 類	乙 類	計			果実酒	甘味果実酒	計		
	kl	kl	kl	kl	kl	kl	kl	kl	kl	kl	kl	
徳 島 県	徳 島	3,441	148	292	1,078	1,370	478	16,901	487	44	531	318
	鳴 門	1,133	44	98	324	422	141	4,749	124	12	136	74
	阿 南	912	27	114	228	342	68	3,782	43	9	52	39
	川 島	553	21	51	187	238	46	2,098	29	36	65	23
	脇 町	439	13	42	135	177	34	1,496	25	4	29	17
	池 田	577	9	50	149	198	69	1,694	22	6	29	16
	計	7,055	262	647	2,101	2,747	836	30,720	730	111	842	487
香 川 県	高 松	3,608	184	291	1,375	1,666	724	20,838	686	68	753	362
	丸 亀	1,358	77	101	464	565	177	7,013	152	16	168	99
	坂 出	1,273	42	117	481	598	180	5,166	138	17	155	88
	観 音 寺	994	31	59	290	350	144	4,376	59	9	68	37
	長 尾	722	23	57	215	271	90	2,957	84	9	93	34
	土 庄	308	32	28	111	139	99	1,581	31	5	35	17
	計	8,263	389	653	2,936	3,589	1,414	41,931	1,150	124	1,272	637
愛 媛 県	松 山	5,063	351	487	2,368	2,854	840	29,444	866	87	953	521
	今 治	1,660	90	131	733	864	200	7,751	156	20	176	108
	宇 和 島	1,025	48	381	378	759	167	6,791	88	28	116	71
	八 幡 浜	747	25	114	281	395	80	3,796	49	11	60	27
	新 居 浜	1,169	37	91	538	629	137	6,238	125	18	143	83
	伊 予 西 条	897	49	84	368	452	120	3,676	71	10	81	38
	大 洲	773	28	64	368	431	89	3,530	39	7	46	33
	伊 予 三 島	1,010	25	48	411	459	85	3,655	69	12	81	38
	計	12,344	653	1,400	5,445	6,843	1,718	64,881	1,463	193	1,656	919
高 知 県	高 知	3,365	154	449	1,177	1,626	1,038	19,078	574	49	623	413
	安 芸	714	15	58	146	204	46	3,454	51	8	59	34
	南 国	1,280	29	141	307	448	71	4,828	85	11	96	55
	須 崎	1,413	27	218	302	519	92	5,416	74	13	87	55
	中 村	860	40	232	273	505	50	5,722	79	13	92	39
	伊 野	895	20	120	217	337	57	4,062	70	8	78	45
	計	8,527	285	1,218	2,422	3,639	1,354	42,560	933	102	1,035	641
全 管 計	36,189	1,589	3,918	12,904	16,818	5,322	180,092	4,276	530	4,805	2,684	

(注) この表は、「(1)酒類の販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。

イスキー類		スピリッツ類	リキュール類	雑 酒			合 計	人 口 13 3 31現在	1人当たり 消費数量	署 名
ブランデー	計			発 泡 酒	そ の 他	計				
<i>kl</i>	<i>kl</i>	<i>kl</i>	<i>kl</i>	<i>kl</i>	<i>kl</i>	<i>kl</i>	人	ℓ		
99	417	42	1,185	4,421	16	4,437	28,951	354,276	81.7	徳 島
18	93	12	423	1,652	4	1,656	8,809	176,823	49.8	鳴 門
8	47	10	200	840	6	846	6,285	121,319	51.8	阿 南
7	30	4	144	524	1	525	3,724	74,529	50.0	川 島
6	23	2	85	350	3	354	2,651	50,017	53.0	脇 町
6	22	3	99	279	1	279	2,979	54,277	54.9	池 田
144	632	73	2,136	8,066	31	8,097	53,399	831,241	64.2	計
104	466	81	1,795	5,766	129	5,895	36,010	428,032	84.1	高 松
44	143	25	607	1,946	6	1,952	12,086	173,493	69.7	丸 亀
29	117	18	464	1,724	3	1,727	9,741	156,083	62.4	坂 出
10	47	9	304	1,015	4	1,019	7,343	142,862	51.4	観 音 寺
9	43	9	226	767	1	768	5,204	95,697	54.4	長 尾
13	29	4	110	315	0	316	2,654	37,081	71.6	土 庄
209	845	146	3,506	11,533	143	11,677	73,038	1,033,248	70.7	計
185	706	104	1,417	8,748	62	8,810	50,543	653,041	77.4	松 山
34	142	23	473	2,417	2	2,418	13,798	190,614	72.4	今 治
45	116	9	246	1,209	2	1,210	10,487	145,426	72.1	宇 和 島
16	43	4	117	619	1	620	5,887	106,847	55.1	八 幡 浜
34	117	16	422	1,870	2	1,872	10,780	128,337	84.0	新 居 浜
7	45	7	255	1,027	2	1,028	6,612	117,066	56.5	伊 予 西 条
14	46	4	124	651	2	653	5,723	70,822	80.8	大 洲
12	50	7	228	904	2	906	6,505	96,689	67.3	伊 予 三 島
347	1,265	174	3,282	17,445	75	17,517	110,335	1,508,842	73.1	計
196	608	63	1,272	6,067	15	6,082	33,909	334,877	101.3	高 知
10	43	4	155	806	1	807	5,502	65,043	84.6	安 芸
16	71	8	281	1,524	3	1,526	8,638	125,453	68.9	南 国
13	68	6	185	1,230	1	1,230	9,042	89,623	100.9	須 崎
20	59	6	180	1,015	3	1,018	8,532	114,817	74.3	中 村
10	55	5	170	934	2	936	6,614	88,056	75.1	伊 野
265	904	92	2,243	11,576	25	11,599	72,237	817,869	88.3	計
965	3,646	485	11,167	48,620	274	48,890	309,009	4,191,200	73.7	全 管 計

8 - 5 免 許 場 数

(1) 酒類の製造免許場数

酒 類 の 種 類	平成11年 度 末 免 許 場 数	平成12年 度 末 免 許 場 数	左のうち試 験のための 免 許 場 数	平成12年 度 末 製 造 場 数	平成12年 度 末 製 造 者 数	平成12年 度 末 蔵 置 場 数
	場	場	場	場	者	場
清 酒	139	136	3	132	132	24
合 成 清 酒	1	1	-	-	1	7
し ょ う ち ゅ う	甲 類	1	-	-	1	8
	乙 類	32	-	6	32	13
計	33	33	-	6	33	21
み り ん	9	9	-	3	9	9
ビ ー ル	12	11	2	10	8	7
果 実 酒 類	果 実 酒	5	2	3	4	-
	甘 味 果 実 酒	1	1	-	1	-
計	6	6	2	3	5	7
ウ イ ス キ ー 類	ウ イ ス キ ー	1	-	-	1	-
	ブ ラ ン デ ー	2	-	-	1	-
計	3	2	-	-	2	8
ス ピ リ ッ ツ 類	ス ピ リ ッ ツ	3	1	2	2	-
	原 料 用	2	1	1	2	-
計	5	5	2	3	4	7
リ キ ュ ー ル 類	20	25	-	1	23	11
雑 酒	発 泡 酒	4	1	1	3	-
	粉 末 酒	-	-	-	-	-
	そ の 他 の 雑 酒	1	3	1	1	2
計	5	7	2	2	5	7
合 計	233	235	11	160	222	108
各 酒 類 を 通 じ た も の	-	160	7	-	147	25

調査対象：酒税法第7条（酒類の製造免許）の規定により免許を受けた場数である。

調査時点：平成13年3月31日

用語の説明：1 「免許場数」欄は、製造免許を付与している酒類の種類（品目を含む。以下同じ）の異なるごとに掲げている。

2 「製造場数」欄は、複数の種類を製造している場合には、製造数量が最も多い酒類の種類に掲げている。

3 「製造者数」欄は、製造者が免許を受けている酒類の種類異なるごとに掲げている。

(2) 酒母及びもろみの製造場数

区 分	製 造 場 数
酒 母	7 場
も ろ み	47 場

用語の説明：1 酒母とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので、含糖質物を発酵させることができるもの、③これらにこうじを混和したものをいう。

2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こす又は蒸留する前のものをいう。

調査時点：平成13年3月31日

(3) 酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数

免 許 区 分	平成11年度末 販 売 場 数	平成12年度末販売場数			平成12年度末 販 売 業 者 数		
		卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの	販売方法に条件 が付されていない もの	計			
	場	場	場	場	者		
販売条件が 付されて いるもの の旨の 条件が 付されて いない もの	全 酒 類	245	34	206	240	118	
	ビ ー ル	18	4	14	18	11	
	洋 酒	550	3	537	540	4	
	輸 出 入 酒 類	16	6	8	14	1	
	自 製 酒 類	42	15	25	40	5	
	そ の 他 の 酒 類	7	3	4	7	6	
	合 計	878	65	794	859	145	
販売条件が 付されて いるもの の旨の 条件が 付されて いない もの	全酒類	一 般 の も の	5,941	-	-	5,842	5,911
		特 殊 の も の	155	-	-	146	54
		期 限 付	-	-	-	-	-
		計	6,096	-	-	5,988	5,965
	その他の酒類	一 般 の も の	49	-	-	47	30
		特 殊 の も の	194	-	-	219	149
		期 限 付	35	-	-	24	9
		みりんだけのもの	377	-	-	407	101
		薬用酒だけのもの	319	-	-	319	319
		計	974	-	-	1,016	608
合 計	7,070	-	-	7,004	6,573		
媒 介 業	10	-	-	10	6		
代 理 業	-	-	-	-	-		

調査時点：平成13年3月31日

用語の説明：1 媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。ただし、営利を目的とするかどうかは問わない。

2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。ただし、営利を目的とするかどうかは問わない。

(4) 免許場数等の累年比較

年 度	酒 類 製 造 免 許 場 数							酒 類 製造場数	酒 類 販売場数
	清 酒	合成清酒	しょうち ゅう甲類	しょうち ゅう乙類	み り ん	そ の 他	計		
	場	場	場	場	場	場	場	場	場
平成 8	144	1	1	36	10	40	232	164	7,648
9	143	1	1	35	10	48	238	170	7,884
10	142	1	1	34	9	52	239	167	7,029
11	139	1	1	32	9	51	233	165	7,070
12	136	1	1	32	9	56	235	160	7,004

調査時点：翌年3月31日

(注) この表は、「(1)酒類の製造免許場数」及び「(3)酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数」について累年比較したものである。

(5) 税務署別製造免許場数

署 名	清 酒	合成清酒	しょうちゅう		みりん	ビ ー ル	果 実 酒 類		
			甲 類	乙 類			果 実 酒	甘味果実酒	
	場	場	場	場	場	場	場	場	
徳 島 県	徳 島	7	1	1	4	3	1	1	1
	鳴 門	8	-	-	1	2	-	-	-
	阿 南	4	-	-	-	-	-	-	-
	川 島	1	-	-	-	-	-	-	-
	脇 町	5	-	-	1	-	-	-	-
	池 田	6	-	-	3	1	-	-	-
	計	31	1	1	9	6	1	1	1
香 川 県	高 松	5	-	-	-	-	2	-	-
	丸 亀	4	-	-	1	1	-	-	-
	坂 出	4	-	-	2	-	-	-	-
	観 音 寺	3	-	-	-	-	-	1	-
	長 尾	2	-	-	1	-	-	1	-
	土 庄	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	18	-	-	4	1	2	2	-
愛 媛 県	松 山	18	-	-	2	-	1	-	-
	今 治	5	-	-	-	-	-	-	-
	宇 和 島	8	-	-	1	-	-	-	-
	八 幡 浜	13	-	-	4	-	-	-	-
	新 居 浜	4	-	-	-	-	-	-	-
	伊 予 西 条	7	-	-	3	-	3	-	-
	大 洲	5	-	-	1	-	1	-	-
伊 予 三 島	5	-	-	2	1	-	-	-	
	計	65	-	-	13	1	5	-	-
高 知 県	高 知	3	-	-	1	-	2	-	-
	安 芸	7	-	-	3	1	-	1	-
	南 国	4	-	-	-	-	1	1	-
	須 崎	3	-	-	1	-	-	-	-
	中 村	3	-	-	1	-	-	-	-
伊 野	2	-	-	-	-	-	-	-	
	計	22	-	-	6	1	3	2	-
全 管 計	136	1	1	32	9	11	5	1	

(注) この表は、「(1)酒類の製造免許場数」の「平成12年度末免許場数」欄を税務署別に示したものである。

ウイスキー類		スピリッツ類		リキュール類	雑 酒		合 計	署 名
ウイスキー	ブランデー	スピリッツ	原料用アルコール		発 泡 酒	その他の雑酒		
場	場	場	場	場	場	場	場	
1	1	2	1	1	1	-	26	徳 島
-	-	-	-	3	-	-	14	鳴 門
-	-	-	-	2	-	-	6	阿 南
-	-	-	-	-	-	-	1	川 島
-	-	-	-	-	-	-	6	脇 町
-	-	-	-	1	-	-	11	池 田
1	1	2	1	7	1	-	64	計
-	-	-	-	-	1	-	8	高 松
-	-	-	-	1	-	-	7	丸 亀
-	-	-	-	1	-	-	7	坂 出
-	-	-	-	1	-	2	7	観 音 寺
-	-	-	-	1	-	-	5	長 尾
-	-	-	-	-	-	-	-	土 庄
-	-	-	-	4	1	2	34	計
-	-	-	-	4	1	-	26	松 山
-	-	-	-	-	-	-	5	今 治
-	-	-	-	-	-	-	9	宇 和 島
-	-	-	-	-	-	-	17	八 幡 浜
-	-	1	-	-	-	-	5	新 居 浜
-	-	-	1	1	1	-	16	伊 予 西 条
-	-	-	-	1	-	-	8	大 洲
-	-	-	-	1	-	1	10	伊 予 三 島
-	-	1	1	7	2	1	96	計
-	-	-	-	1	-	-	7	高 知
-	-	-	-	2	-	-	14	安 芸
-	-	-	-	1	-	-	7	南 国
-	-	-	-	1	-	-	5	須 崎
-	-	-	-	1	-	-	5	中 村
-	-	-	-	1	-	-	3	伊 野
-	-	-	-	7	-	-	41	計
1	1	3	2	25	4	3	235	全 管 計

(6) 税務署別酒類製造卸売小売場数

署 名	製 造 場									
	清 酒	合成清酒	しょうちゅう		みりん	ビール	果実酒類	ウイスキー類		
			甲 類	乙 類				ウイスキー	ブランデー	
場	場	場	場	場	場	場	場	場		
徳 島 県	徳 島	7	-	-	1	1	1	-	-	-
	鳴 門	8	-	-	-	1	-	-	-	-
	阿 南	4	-	-	-	-	-	-	-	-
	川 島	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	脇 町	5	-	-	-	-	-	-	-	-
	池 田	6	-	-	-	1	-	-	-	-
	計	31	-	-	1	3	1	-	-	-
香 川 県	高 松	5	-	-	-	-	1	-	-	-
	丸 亀	4	-	-	-	-	-	-	-	-
	坂 出	4	-	-	-	-	-	-	-	-
	観 音 寺	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	長 尾	2	-	-	-	-	-	1	-	-
	土 庄	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	18	-	-	-	-	1	1	-	-
愛 媛 県	松 山	17	-	-	-	-	1	-	-	-
	今 治	5	-	-	-	-	-	-	-	-
	宇 和 島	7	-	-	1	-	-	-	-	-
	八 幡 浜	13	-	-	1	-	-	-	-	-
	新 居 浜	4	-	-	-	-	-	-	-	-
	伊 予 西 条	7	-	-	2	-	3	-	-	-
	大 洲	5	-	-	-	-	1	-	-	-
	伊 予 三 島	5	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	63	-	-	4	-	5	-	-	-
高 知 県	高 知	2	-	-	-	-	2	-	-	-
	安 芸	7	-	-	-	-	-	1	-	-
	南 国	4	-	-	-	-	1	1	-	-
	須 崎	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	中 村	2	-	-	1	-	-	-	-	-
	伊 野	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	20	-	-	1	-	3	2	-	-
全 管 計		132	-	-	6	3	10	3	-	-

(注) この表は、「(1)酒類の製造免許場数」の「平成12年度末製造場数」及び「(3)酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数」を税務署別に示したものである。

数					販売業者数		販売場数		署 名
スピリッツ類		リキュール類	雑 酒	合 計	卸売業	小売業	卸売業	小売業	
スピリッツ	原料用アルコール								
場	場	場	場	場	者	者	場	場	
1	-	1	-	12	7	468	72	488	徳 島 鳴 門 阿 南 川 島 脇 町 池 田 計
-	-	-	-	9	2	245	28	274	
-	-	-	-	4	2	262	19	278	
-	-	-	-	1	-	122	4	143	
-	-	-	-	5	3	142	79	67	
-	-	-	-	7	6	171	47	135	
1	-	1	-	38	20	1 410	249	1 385	
-	-	-	1	7	6	448	81	531	高 松 丸 亀 坂 出 観 音 寺 長 尾 土 庄 計
-	-	-	-	4	7	260	51	252	
-	-	-	-	4	5	201	17	231	
-	-	-	1	4	4	246	4	258	
-	-	-	-	3	3	145	6	174	
-	-	-	-	-	3	105	5	121	
-	-	-	2	22	28	1 405	164	1 567	
-	-	-	-	18	17	663	111	719	松 山 今 治 宇 和 島 八 幡 浜 新 居 浜 伊 予 西 条 大 洲 伊 予 三 島 計
-	-	-	-	5	3	327	32	364	
-	-	-	-	8	6	262	8	346	
-	-	-	-	14	8	263	10	304	
1	-	-	-	5	4	163	39	156	
-	1	-	-	13	3	202	37	210	
-	-	-	-	6	7	137	27	142	
-	-	-	-	5	3	173	37	159	
1	1	-	-	74	51	2 190	301	2 400	
-	-	-	-	4	26	482	61	537	高 知 安 芸 南 国 須 崎 中 村 伊 野 計
-	-	-	-	8	5	137	13	147	
-	-	-	-	6	4	218	20	230	
-	-	-	-	3	5	227	6	240	
-	-	-	-	3	3	322	42	303	
-	-	-	-	2	3	182	3	195	
-	-	-	-	26	46	1 568	145	1 652	
2	1	1	2	160	145	6 573	859	7 004	全 管 計